

- ・ 障がい事由とする年金等を受けることができる方

■ 支給内容

令和5年4月から
月額15,220円

- ・ 随時、物価変動による政令改定があります。
- ・ 審査の結果認定となった場合、申請の翌月から該当になります。
- ・ 2・5・8・11月に3か月分がまとめて支給されます。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

(7) 神栖市中心身障害者(児)福祉手当(市制度)

在宅の障がい者(児)の経済的及び精神的負担の軽減を図るために、手当を支給しています。

■ 対象者

神栖市に1年以上お住まいで、次のいずれかに該当する方

- ・ 身体障害者手帳1級・2級
- ・ 療育手帳㊦・A
- ・ 特別児童扶養手当支給対象児童1級・2級
- ・ 障害年金1級・2級
- ・ 要介護度4・5

※施設(障害者支援施設、特別養護老人ホーム)等に入所している方は対象になりません。

■ 支給内容

月額3,000円(年1回、3月末に支給) ※申請した月から該当となります。

■ 申請に必要なもの

- ・ 上記等級、介護度等に該当することが分かる書類(障がい者手帳、証書、介護保険被保険者証等)
- ・ 振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカード等)

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

(8) 神栖市難病患者福祉手当(市制度)

■ 対象者

神栖市に1年以上お住まいで、特定疾病(令和3年11月1日から医療費助成制度の対象疾病が338疾病に拡大)に罹患し、指定難病特定医療費受給者証の交付を受けている方

■ 支給内容

月額3,000円(年2回、9月末・3月末に支給)
※申請した翌月分から該当となります。

■ 申請に必要なもの

- ・ 指定難病特定医療費受給者証
- ・ 振込先が分かるもの(通帳、キャッシュカード等)

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

(9) 心身障害児養育費(市制度)

■ 対象者

神栖市に1年以上お住まいで、特別支援学校(盲学校・聾学校を含む)に在学中の義務教育終了前のお子さんを養育している保護者の方

■ 支給内容

月額20,000円(10月末に支給)

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844

(10) 心身障害者扶養共済制度

■ 概要

心身障がい児(者)の将来に対し、保護者のいただく不安の軽減を図ることを目的とし、保護者が毎月掛金を納入し、保護者に万が一のことがあった場合に残された障がい児(者)に終身年金を支給する制度です。

■ 対象者

- ① 療育手帳をお持ちの方
- ② 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある方で、①、②の障がいと同程度の障がいと認められる方

【保護者】

- ・ 加入年の4月1日現在、年齢が65歳未満であること
- ・ 特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること
- ・ 障がいのある方に対して、加入できる保護者は1人であること

■ 掛金

1口9,300円～23,300円(月額、加入者の年齢に応じて金額が異なります。)

※2口加入の場合は倍額

■ 掛金の免除

次の要件に両方該当した後は掛金の払込は不要です。

要件1: 加入日から20年以上経過

要件2: 加入者が満65歳以上になって初めての4月1日から加入した日付の前日までの期間経過

■ 給付金

- ・ 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき
1口につき 月20,000円の年金支給
- ・ 子が死亡したとき
加入期間に応じた弔慰金の支給(加入1年未満は支給なし)
※給付金(脱退一時金を除く)については、所得税はかかりません。

■ 問合せ先

障がい福祉課 tel 0299-90-1137 (直通) fax 0299-77-5844